



# 緊急事態宣言の影響緩和に係る 一時支援金について

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、対象月の売上が50%以上減少した中小法人・個人事業主の方に対し、一時支援金が給付されます。

**給付対象**

**ポイント①** 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業  
または外出自粛等の影響を受けていること

**ポイント②** 緊急事態宣言の影響により2021年1月、2月、3月のいずれかの売上が、  
2019年または2020年の同月と比較し50%以上減少していること

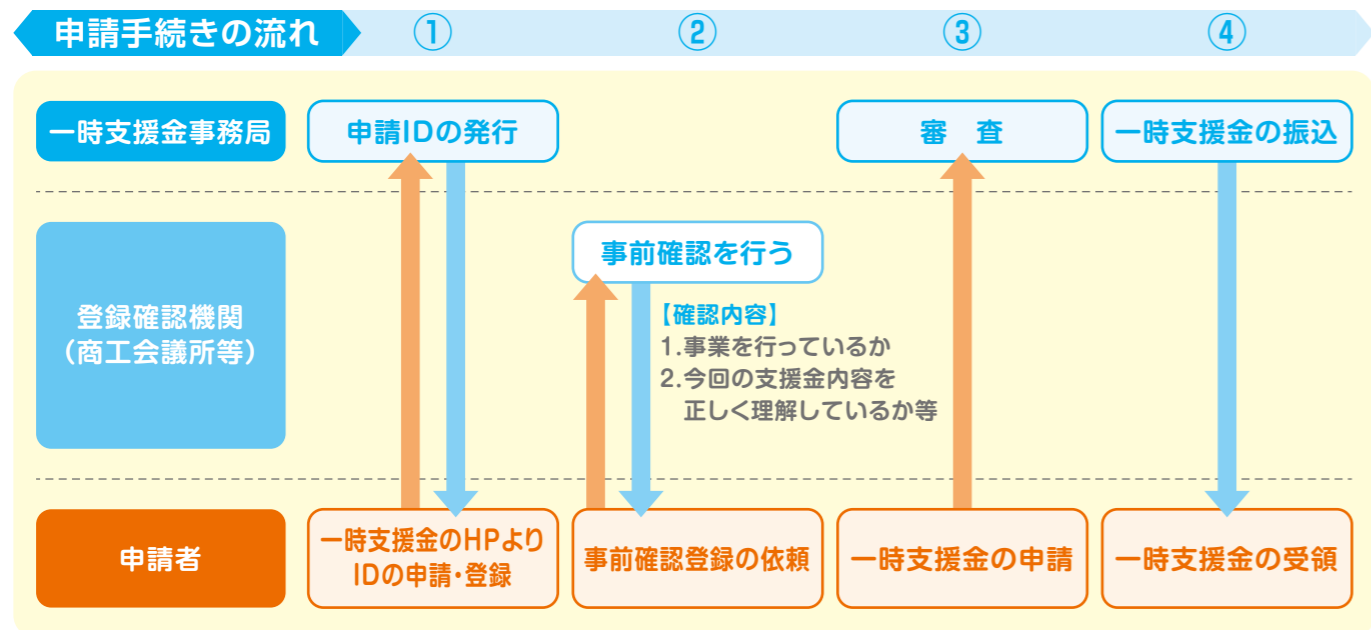
※上記①②両方の条件を満たすことが必須です。

**給付額** (2019年または2020年の1~3月の合計売上) - (2021年の対象月の売上 × 3か月)

**中小法人** 上限60万円      **個人事業主** 上限30万円

**申請受付期間** 2021年3月8日~5月31日(月)

※売上50%以上減少要因が緊急事態宣言に伴う時短営業または、外出自粛等の影響によるものでないと対象になりません。  
また、県の時短要請を受け、協力金の支給対象となっている飲食店は対象外です。



**注意** 登録確認機関(商工会議所等)の事前確認では、申請者が給付の対象であるか否かの判断は行いません。また、事前確認の完了をもって給付対象となるわけではありません。

詳細はHPをご確認ください。



**お問合せ** 一時支援金事務局 TEL:0120-211-240  
IP電話等からのお問合せ TEL:03-6629-0479(通話料がかかります)  
受付時間 8:30~19:00(土曜日・日曜日・祝日を含む)

インターネット環境がない方や、ご自身での申請が困難な場合は、下記申請サポート会場をご利用ください

**サポート会場** 名古屋市中村区則武1-2-1 カネジュービル5F (9:00~17:00 土曜日定休)

サポート会場ご利用には、必ず事前予約が必要です

**サポート会場事前予約先** TEL:0120-211-240(8:30~19:00 土曜日・日曜日・祝日を含む)

販路拡大を目指す皆さまへ

# 小規模事業者持続化補助金について

小規模事業者持続化補助金とは、ブランド力を高めたい、商品を宣伝したい、HPを開設したいなど、販路拡大に取り組む費用の一部を補助する補助金です。

	一般型	低感染リスク型ビジネス枠
補助額	上限50万円	上限100万円 ※ポストコロナ社会に対応したビジネスモデルへの転換に資する取り組みや感染防止対策費(消毒液購入費、換気設備導入費等)の一部を支援
補助率	2/3	3/4
補助対象	店舗の改装、チラシの作成、 広告掲載など	オンライン化のための ツール・システムの導入、 ECサイト構築費など
応募締め切り	5次締切 2021年6月4日(金) 6次締切 2021年10月1日(金) 7次締切 2022年2月4日(金) 当日消印有効	未定

※2021年3月25日現在の情報をもとに作成しています。低感染リスク型ビジネス枠についての詳細は、公募内容が発表されましたら当所HP・会報等でお知らせいたします。

**お問合せ** 中小企業相談所 支所支援管理G TEL:0565-32-4593

豊田商工会議所から会員の皆さまへお知らせ  
新型コロナウイルス感染症拡大によりお困りの会員事業所さま必見!

## 事前予約制 夜間コロナ禍緊急相談窓口を開設

豊田商工会議所では、日中に来所が困難な会員事業所さまを対象とし、夜間の緊急相談窓口を開設します。ぜひ、ご利用ください。

- 相談時間** 17:30~19:30
- 期間** 2021年4月1日(木)~5月31日(月)月曜日・木曜日 ※祝日除く
- 会場** 本所1階(豊田市小坂本町1-25)
- 内容** 持続化補助金・一時支援金等の公的支援・借入の相談等 ※事前予約が必要です
- お問合せ** 中小企業相談所 支所支援管理G TEL:0565-32-4593

